平成２３年（フ）第６２８０号
埼玉県鴻巣市吹上富士見２丁目６―11―４
債務者　梅沢　優子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２８７号
東京都荒川区南千住８丁目５―１―511
債務者　佐藤　　勝
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２９１号
東京都八王子市館町1097　館ケ丘団地４―５―303
債務者　青山　博之
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２９２号
東京都八王子市館町1097　館ヶ丘団地４―５―303
債務者　青山　恵美（旧姓保坂）
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３０１号
東京都立川市砂川町４丁目35―３―101
債務者　小峰　常男
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３０４号
東京都墨田区亀沢３丁目14―17―605
債務者　村上　公明
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３０６号
東京都福生市大字福生1026―102
債務者　八木　　滋
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３０９号
埼玉県三郷市彦成３丁目11―４―1106
債務者　吉田　泰之
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３１７号
東京都台東区浅草１丁目35―２―501
債務者　清水小百合
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３２０号
千葉県松戸市松飛台97―31
債務者　曽根　智子（旧姓笹山）
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３２１号
東京都武蔵村山市三ツ藤１丁目49―20
債務者　上田　貴士
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４９号
横浜市南区山王町２丁目22番地　小瀬ビル501
債務者　小森　　茂
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９１７号
神奈川県海老名市東柏ケ谷６丁目23番24―401号
債務者　佐藤　恵美
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１３号
神奈川県大和市福田８丁目14番地11　富士見ハイツ102
債務者　小菅　耕二
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０６５号
神奈川県藤沢市鵠沼橘２丁目７番17号　レジデンツオグラ201号
債務者　中村　　薫（旧姓城戸）
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部